
特集：公的年金の支給開始年齢の引き上げと高齢者の所得保障 趣 旨

多くの先進国では、出生率の低下と寿命の伸長により、程度の差はあるものの今後高齢化が進んでいき、年金財政が不安定になる。本特集で取り上げたフランス、オーストラリア、イギリス、ドイツ各国の年金制度はそれぞれ異なる特徴を持っているが、年金保険料の上昇、財政負担を抑えるために、いずれもスライド率の引き下げ、満額年金の加入期間の長期化などによって実質年金額を低下させている。

こうしたなか、年金財政の安定化のためにきわめて有効で、かつ政治的に困難な選択肢が支給開始年齢の引き上げである。寿命の伸長は年金受給期間の長期化になるため、寿命の伸長に連動した年金支給開始年齢の引き上げは合理的な政策であるが、そのわかりやすさのために最も国民の反発をうけやすい。

特集で取り上げたいずれの国も、年金支給開始年齢の引き上げを決定・予定しており、同時に高齢者雇用の促進も行っている。各国の労働市場はそれぞれ特徴があり、定年制度、高齢労働者の労働意欲の高さはさまざまであるが、高齢者雇用の促進が若年者失業率を高める恐れがある点は共通しており、工夫が必要になる。また支給開始年齢の引き上げは、健康状態が悪化している労働者や、肉体労働者にとっては不利である。こうした労働者の所得は低い傾向があるため、支給開始年齢の引き上げは低所得高齢者に不利に働く可能性もある。低所得高齢者への対応を年金制度の枠組みだけではなく、公的扶助改革や住宅手当などのその他の所得保障を組み合わせ対応しているフランス、イギリスの動向も注目する必要がある。

また年金給付額の引き下げ、支給開始年齢の引き上げといった公的年金の縮小に対応するため各国で私的年金の拡充が課題になっており、ドイツのリースター年金、イギリスのNEST、オーストラリアのスーパー・アニュエーション、マイスーパーなどが進められている。

こうした諸外国の経験が日本に与える示唆を考えよう。2012年の社会保障・税一体改革に伴う年金制度改革では、一部短時間労働者への厚生年金適用拡大、25年から10年に年金受給資格期間を短縮することなどが成立したが、これ以外にも、当初は、支給開始年齢の再引き上げが、議論の項目に入っていた。すでに厚生年金の支給開始年齢は、男性は2025年、女性は2030年までに65歳に引き上げられる段階に入っている。定年と年金支給開始年齢のギャップを埋めるために、希望者全員に定年後再雇用し、65歳まで雇用することを企業に義務づける高年齢者雇用安定法が今年8月に成立している。支給開始年齢の再引き上げは、支給開始年齢をさらに遅くし、68-70歳程度にするという議論であった。しかし、この具体的な議論に着手しようとした社会保障審議会年金部会では、2009年の財政検証により年金財政は安定しているということを根拠に支給開始年齢の引き上げの財政的な必要性はないという意見があり、また世論の反発をおそれた政府・与党もこの議論を深めなかった。しかし、財政検証で確認された年金財政の安定性はきわどいものであり、さらに今後、75歳以上が人口の30%近くを占めることが予測され、65歳以降の高齢者も経済の支え手としての役割を期待される。厚生年金では、男性の支給開始年齢は発足当初の1942年で55歳、新厚生年金成立の1954年で60歳であった。1980年の年金改革の際に支給開始年齢の

引き上げが議論されたものを見送られ、報酬比例部分の65歳支給が決まったのは1999年改革であり、実際に65歳に到達するのは2025年である。55歳から65歳に到達するのに80年以上かかったことになる。むろん年金の支給開始年齢の再引き上げは、60歳代後半の高齢者雇用の促進が不可欠である。長期雇用、年功賃金給がなお根強く残っている多くの企業にとっては、定年の見直しは高齢者のみならず全年齢層の従業員の人事政策に関わる問題であり、調整に時間がかかる。しかし、将来いよいよ年金の所得代替率50%確保が困難になってから、短期間で支給開始年齢の引き上げを行うようになれば大きな混乱が生まれるであろう。支給開始年齢・高齢者雇用の促進の議論を早めに行うことは、60歳代後半の支給開始年齢の当事者になる可能性の高い若い世代に対して誠実な対応だと考える。

また、高齢者雇用だけでは十分ではない。前述のように支給開始年齢の引き上げは低所得高齢者にとっては不利である。すでに生活保護受給者に占める高齢者の割合が50%近くになっており、その役割や位置づけも再考すべきである。

加えて公私年金の連携も考える必要がある。従来、私的年金は公的年金の上乗せに位置づけられてきたが、特集で紹介されたようにオーストラリアでは、退職時期と支給開始年齢の引き上げによって発生する年金の隙間を埋める「つなぎ」機能として役割も期待されている。日本の年金支給開始年齢を巡る議論はせいぜい雇用との連携にとどまるが、諸外国の議論・政策を参考にし、高齢者所得保障全体のかかどどのように対応するかという視点を持つ必要がある。

(駒村康平 慶應義塾大学教授)